

八重瀬町国土強靱化地域計画

令和4年3月

八重瀬町

目次

はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 本町の地域特性

- 1 町域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 地域強靱化の基本的な考え

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・ 12

第3章 脆弱性評価

- 1 評価の枠組み及び手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 評価結果のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 地域強靱化の推進方針（施策分野ごとの推進方針）

<個別施策分野>

- (1) 行政機能/消防機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 地域・都市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (3) 保健医療・福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (4) 情報通信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (5) エネルギー・産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (6) 交通・物流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (7) 農林水産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (8) 環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (9) 土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

<横断的分野の推進方針>

- (1) 老朽化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第5章 計画の推進と不断の見直し

- 1 他の計画等の必要な見直し・・・・・・・・・・ 25
- 2 本計画の進捗管理及び不断の見直し・・・・・・・・ 25

【別紙1】

- リスクシナリオごとの脆弱性評価結果・・・・・・・・ 26

はじめに

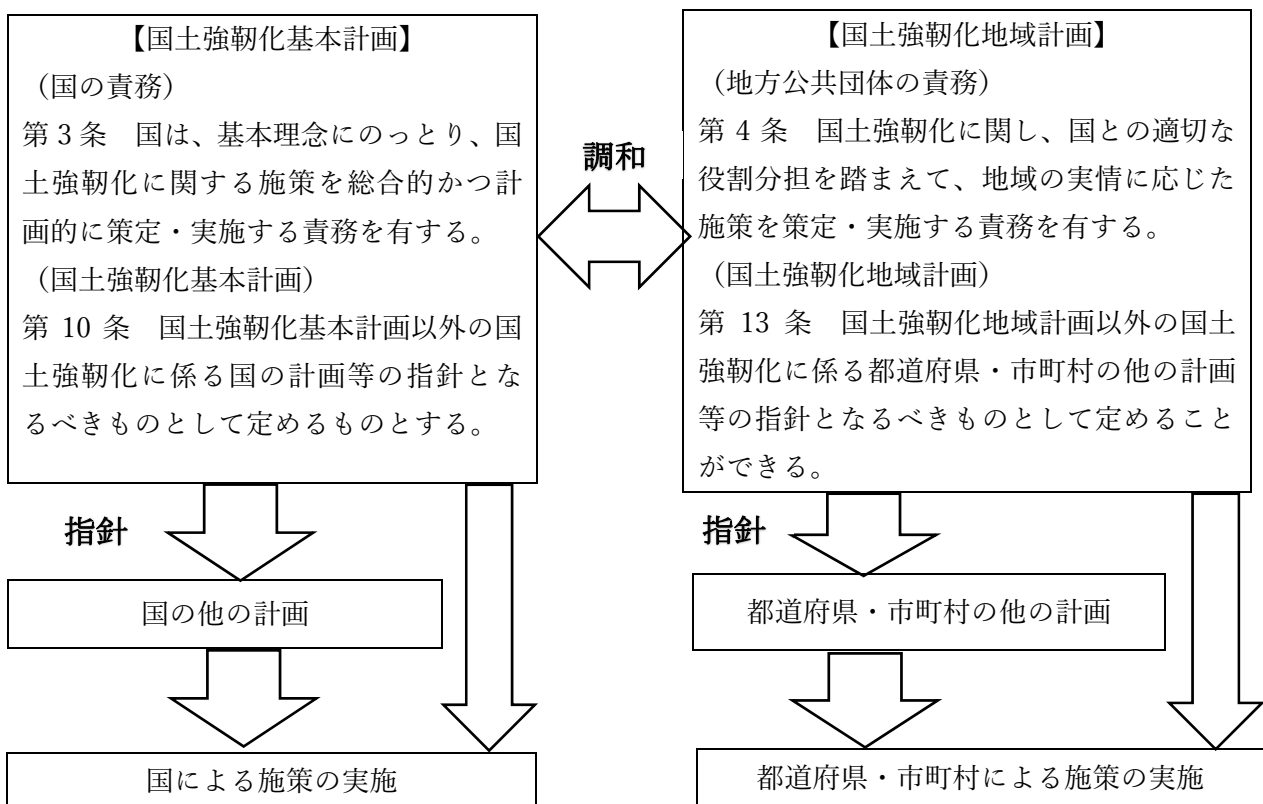
1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月 11 日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行された。

基本法は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化に関する施策の推進は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとし、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして、平成 26 年 6 月、同法第 10 条の規定により「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。

基本法第 4 条は、地方公共団体の責務として、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すると定めており、また、同法第 13 条は、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができるとしている。

これらを踏まえ、国・沖縄県での強靱化施策との調和を図りながら、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進する「八重瀬町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

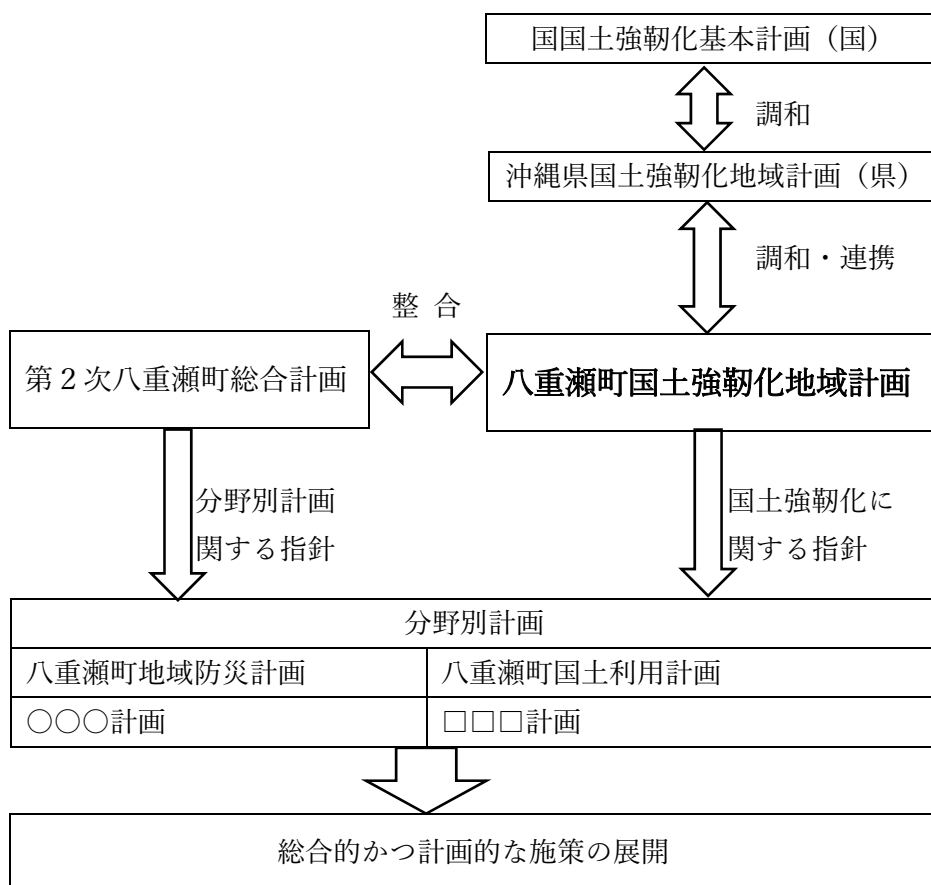


[出典]国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第 8 版）基本編を参考に作成

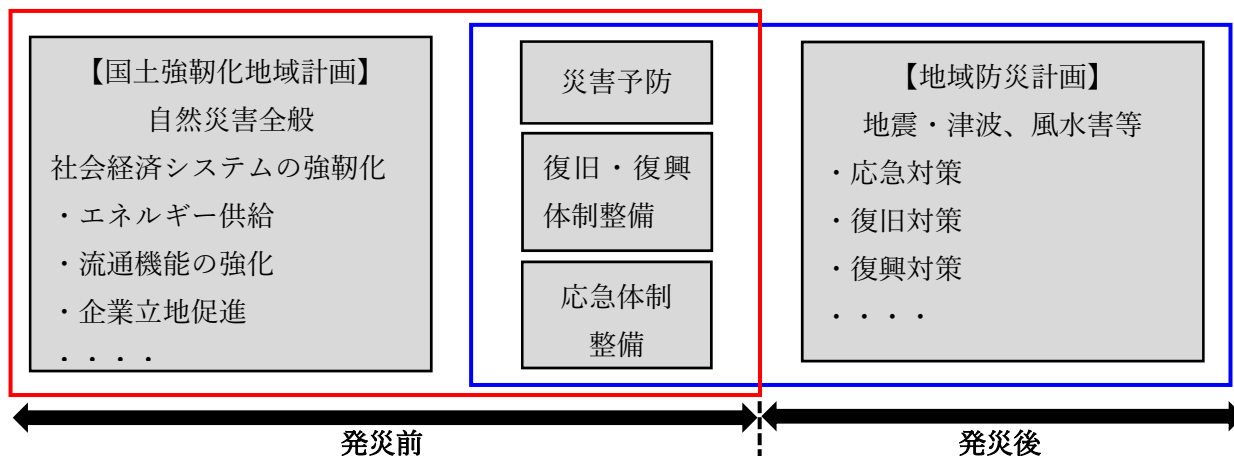
2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条の規定による「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本町における他の計画等の指針となるものである。

なお、本計画は、基本法第 14 条の規定により「国の基本計画」及び「沖縄県国土強靱化地域計画」との調和が保たれたものとするとともに、本町の「第 2 次八重瀬町総合計画」及び「八重瀬町地域防災計画」との整合を図りつつ、他の分野別計画との連携を図るものとする。



(地域防災計画との比較)



[出典]国土強靱化地域計画策定ガイドライン (第 8 版) 基本編を参考に作成

第1章 本町の地域特性

1. 町域の概況

(1) 自然条件

1) 位置・面積

本町は、沖縄県本島南部の中心に位置し、東は南城市、西は糸満市、南は太平洋、北は南風原町と豊見城市に接しています。町域は、東西に約6.6km、南北に約9.1kmでやや長方形をなしており、総面積は26.96km²です。



【出典】第2次八重瀬町総合計画

2) 地勢地質

地勢は、全体的に起伏に富んだ地形で、そのうち南部地域には標高163mの八重瀬岳を最高峰とする140～160mの丘陵台地があり、そして、その台地の辺縁部に連なる海岸線は雄大な海食崖を形成しています。一方、丘陵台地より北側は緩やかな傾斜地状の地形が広がっています。土壌については、中北部一帯は島尻層群からなる灰色のジャーガル土壌が広く分布し、粘性があり、肥沃で保水性に富む農業生産性の高い土壌であるが、透水性が悪いため、排水不良になりがちで、乾燥すると固結・亀裂を生じやすい欠点がある。南部一帯の丘陵台地は琉球石灰岩からなる保水性に乏しい赤褐色の島尻マージが分布し、取り扱いやすい土壌ではあるが、やせていて保水性に欠けるうえ、層も全体的に薄いため、早魃の害を受けやすい欠点があります。

3) 河川

中北部を流域とする長堂川(L=2,300m)は、南風原町との境界となって北西方向に流下し、饒波川(L=4,500m)は南城市から豊見城市に向けて町内を東から西に流下し、報得川(L=9,315m)は南城市から糸満市に向けて南西方向へ流れている3つの主要河川と岡連川や竿地川、そして南部一帯を流域とする雄樋川(L=2,500m)及びその支流の横手川、その他白水川等が流れています。

大雨時には増水・氾濫が発生することもあり、過去には水難事故も生じている。また、地下水としては、帯水層の琉球石灰岩が南部一帯にかなり分布しているため、水量に恵まれています。

4) 気候

本町は、亜熱帯海洋性気候に属し、年平均気温が 23.3℃（沖縄気象台 1991～2020 年までの 30 年間の平均値、以下同じ）で、四季を通して温暖です。年平均降雨量は 2,161mm と比較的恵まれています。降雨が梅雨や台風時に偏重し、夏季から冬季にかけては少ないといった降雨時期に偏りがみられます。年平均湿度は 73% で、温暖多湿の地域です。また、アジア季節風帯（モンスーン地帯）に属し、季節風の影響を強く受け、年間を通して北東の風向きが多い状況です。台風の沖縄地方への接近数は、年平均で 7.7 個である。

(2) 社会的条件

1) 人口

本町の人口は、住民基本台帳における 2021 年（令和 3 年）1 月現在の総人口 31,890 人、世帯数 12,622 世帯を数え、2006 年（平成 18 年）1 月末現在で総人口 26,501 人、世帯数は 8,679 世帯より、総人口で 5,389 名、世帯数で 3,943 世帯の増となっている。本町の人口は現在も増加傾向にありますが、高齢化指数（65 歳以上人口÷総人口）は 21.8% と高く、高齢化は少しずつ進行しています。

2) 土地利用

本町の東風平地域は那覇広域都市計画区域に属しており、具志頭地域は都市計画区域外となっています。町全域（26.96 km²）のうち、都市計画区域が 14.79 km²（55%）のうち市街化区域は 1.35 km²（9.1%）、市街化調整区域 13.44 km²（90.9%）となっています。市街化区域の割合は 5.0% と低い状況にあります。都市計画区域外は 12.11 km²（45%）となっており、全域が農業振興地域となっています。

町全域の土地利用の状況を見ると、農地が半数近くを占めており、山林やその他の自然地も含め自然的土地利用の比率が高い状況であるが、町の中心に位置する伊覇・屋宜原土地区画整理区域、国道 507 号沿線においては、商業施設や業務施設が集積しつつあり、北側の地域は、住宅地開発等による都市的土地利用が行われています。南側の具志頭地域については、小規模な宅地分譲や工場建設等が見受けられます。

3) 交通事情

本町の道路体系は、国道 507 号、国道 331 号、主要地方道糸満与那原線、那覇糸満線、県道 52 号線の他近隣市町村及び町内を連絡する 5 本の県道及び 568 本の町道で構成されている。また、近年では、国道 507 号津嶺山バイパスの 4 車線が開通したことにより広域交通の利便性が飛躍的に向上してきている。

2. 災害の想定

本町の気象、地勢等の特性によって起こりうる災害（台風、地震、津波等）を検討した結果、本計画において想定する災害は次のとおりとする。

（1）風水害

沖縄県が大規模な被害を受けた 3 つの台風を事例に、本市においても同規模の災害を想定する。但し、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

1) 昭和 32 年台風第 14 号（フェイ）

襲来年月日	昭和 32 年 9 月 25 日、26 日
最大風速	47.0m/s（那覇）
最大瞬間風速	61.4m/s（那覇）
降水量	70.7mm（那覇：25～26 日）
死傷者・行方不明者	193 名（うち死者及び行方不明者 131 名）
住宅全半壊	16,091 戸

2) 第 2 宮古島台風（昭和 41 年台風第 18 号 コラ）

襲来年月日	昭和 41 年 9 月 5 日
最大風速	60.8m/s（宮古島）
最大瞬間風速	85.3m/s（宮古島）
降水量	297.4mm（宮古島：3～6 日）
傷者	41 名
住宅全半壊	7,765 戸

3) 平成 15 年台風第 14 号（マエミー）

襲来年月日	平成 15 年 9 月 10 日、11 日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島：9～12 日）
死傷者	94 名（うち死者 1 名）
住宅全半壊	102 棟（うち全壊 19 棟）

（2）高潮（浸水想定）

沖縄県に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成 18 年度に本島沿岸海域を対象に実施しており、本町に関する予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定の概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸海域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

(3) 土砂災害（危険箇所・区域等）の被害想定

本町におけるがけ崩れ、地すべりへの警戒避難等が必要な土砂災害危険箇所は次に示すとおりである。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。

種別	土砂災害の種類			
	土石流	急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	地滑り	合計
土砂災害危険箇所区域 (イエローゾーン)		2	1	3
土砂災害警戒区域 (レッドゾーン)		1		1

(4) 地震及び津波の被害想定

本町の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」(平成26年3月)に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

1) 想定地震

沖縄県が想定した20地震のうち、本町において相対的に大きな被害が予測された地震の特徴は、次に示すとおりである。

■地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	タイプ	マグニ チュード	最大 震度	ゆれ等の特徴
沖縄本島南部断層系地震	内陸型	7.0	6強	沖縄本島南部において震度が強い
沖縄本島南部スラブ内地震	内陸型	7.8	6強	沖縄本島南～中部において震度が強い
沖縄本島南東沖地震	海溝型	8.8	6弱	津波浸水深の最大値を示す
沖縄本島東方沖地震	海溝型	8.8	6弱	津波浸水深の最大値を示す
沖縄本島南東沖地震 3連動	海溝型	9.0	6強	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い

2) 予測結果の概要

本町における死者数は、沖縄本島南東沖地震 3 連動のケースが最も多く (298 人)、次いで沖縄本島南東沖地震 (274 人) となり、そのほとんどは「津波」によるものである。また、津波のない想定では、沖縄本島南部断層系地震のケースが最大である (19 人)。

建物被害 (全壊) については、沖縄本島南部断層系地震のケースが最も多く (1,173 棟)、次いで、沖縄本島南部スラブ内地震 (803 棟) となるが、その大半が「地震」による建物被害である。

ライフラインとなる上水道、電力、通信施設については、沖縄本島南部断層系地震のケースが最も多く、地震直後の断水人口は 27,161 人、停電件数は 8,126 棟、不通回線数は 2,307 回線に上る。

■本町域における地震・津波被害量予測一覧

				沖縄本島南部断層系地震	沖縄本島南部スラブ内地震	沖縄本島南東沖地震	沖縄本島東方沖地震	沖縄本島南東沖地震 3 連動
建物被害	全壊	地震	棟	1,173	803	211	189	503
		津波	棟	0	0	389	233	382
	半壊	地震	棟	1,816	1,554	636	594	1,148
		津波	棟	0	0	54	64	62
人的被害	死者数	地震	人	19	11	2	2	6
		津波	人	0	0	274	69	298
	負傷者数	地震	人	510	399	133	121	274
		津波	人	0	0	825	657	834
	要救助者数	地震	人	404	273	60	52	163
		津波	人	0	0	11	11	12
津波に伴う要搜索者数	人	0	0	1,099	726	1,132		
ライフライン被害	上水道	断水人口	人	27,161	26,693	24,783	24,060	26,995
	下水道	支障人口	人	1,126	1,038	1,665	1,652	1,670
	電力	停電軒数	軒	8,126	6,544	4,377	3,493	6,563
	通信施設	不通回線数	回線	2,307	1,835	1,367	1,064	1,966
避難者	避難所内		人	1,136	853	1,139	835	1,539
	避難所外		人	757	568	615	459	862
要配慮者被害			人	7	5	7	5	9

沖縄県による被害想定項目のうち、予測する主な項目は建物被害、人的被害、ライフライン被害、避難者、要配慮者被害である。被害想定は、季節・時刻について冬・深夜、夏 12 時、冬 18 時の季節・時刻の 3 シーン、それぞれについて風速条件として強風時・平常時の 2 ケースを設定しているが、ここでは各シーン・ケースの最大値を記載した。

3) 津波の浸水想定

本町の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、沖縄県の調査に基づき概要を次にまとめる。

①切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査等で対象とされてきた沖縄県に将来発生すると予測されている地震津波の波源を想定して、津波区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成 18・19 年度)の想定モデル、予測結果等の概要は次のとおりである。

■「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成 18・19 年度)津波浸水想定モデル一覧

	波源位置 (モデル名)	マグニチュード	断層長さ (km)	断層幅 (km)
1	沖縄本島南東沖 (D01W)	7.8	80	40
2	沖縄本島南西沖 (H9RF)	7.8	80	40
3	久留米南東沖 (C02W)	7.8	80	40
4	久留米南東沖 (C02E)	7.8	80	40
5	久留米北方沖 (B04W)	7.8	80	40
6	久留米北方沖 (B04E)	7.8	80	40
7	沖縄本島北方沖 (C01W)	7.8	80	40
8	沖縄本島北方沖 (C01E)	7.8	80	40

本町の浸水想定区域、津波到達時間は、次のとおりである。

代表地点	沿岸の最大水位	最大遡上高	影響開始時間	津波到達時間
具志頭	2.8m	3.9m	7分	10分

②最大クラスの津波

(a)H24 年度の想定

平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、この予測結果は、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定したものである。「沖縄県津波被害想定調査」(平成 24 年度)の想定モデル、予測結果等の概要は次のとおりである。

■「沖縄県津波被害想定調査」(平成 24 年度)津波浸水想定モデル一覧

No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震	300km	70km	20m	8.8

⑥	石垣島南方沖地震(※2)	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	※3
⑦	石垣島東方沖地震(※2)	60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	南城北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	3 連動 沖縄本島南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
		170km	70km	20m	
		260km	70km	20m	
⑮	3 連動 八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

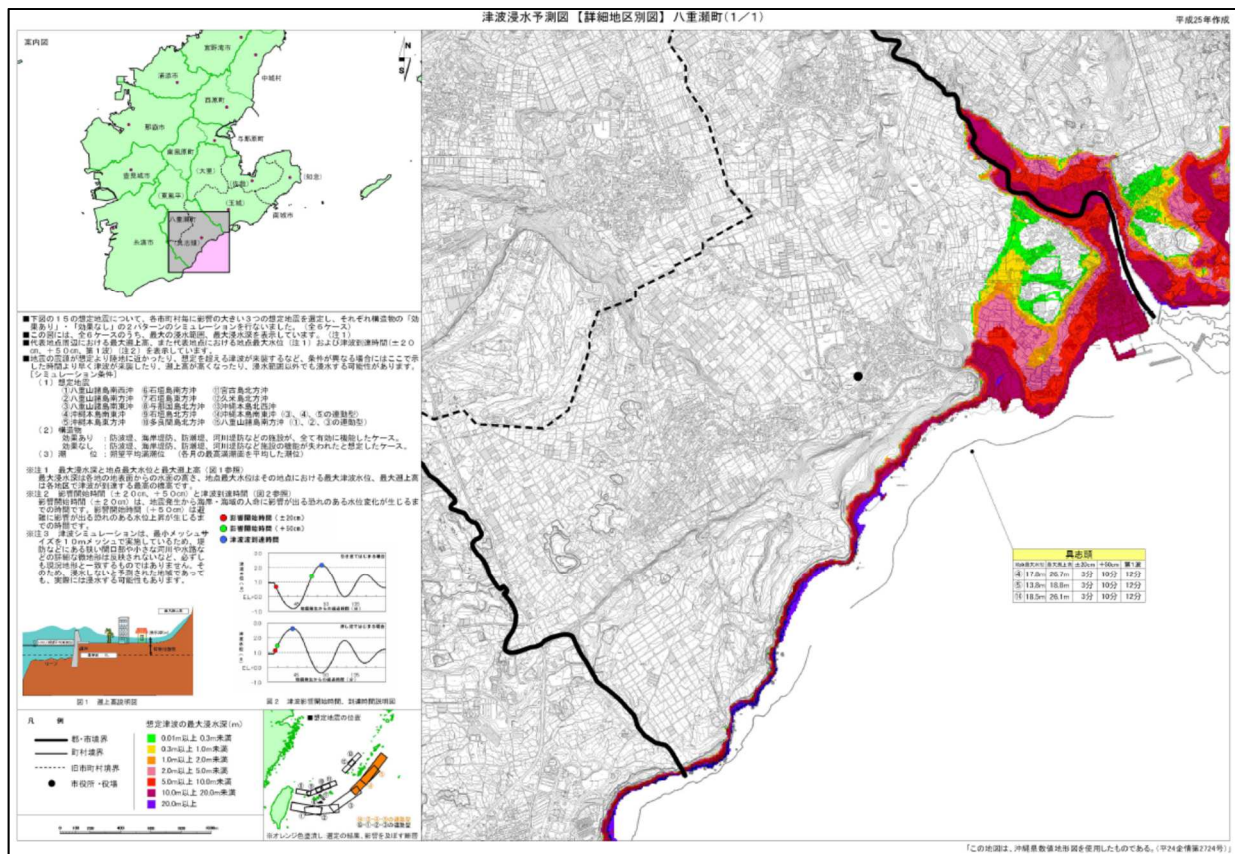
※2 ②、⑥、⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

本町の浸水想定区域、津波到達時間等は次のとおりである。

■本町の浸水想定区域、津波到達時間等

代表地点	沿岸の 最大水位	最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響開始時間 (±50cm)	津波到達時間
具志頭	24.0m	26.7m	3分	10分	12分



【出典】沖縄県津波被害想定調査（平成 25 年 3 月）

(b) H26 年度の想定（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成 24 年度の津波浸水想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、この予測結果は、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■ 「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震(※4)	100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震(※2)	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	※3
⑨	石垣島東方沖地震(※2)	60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1

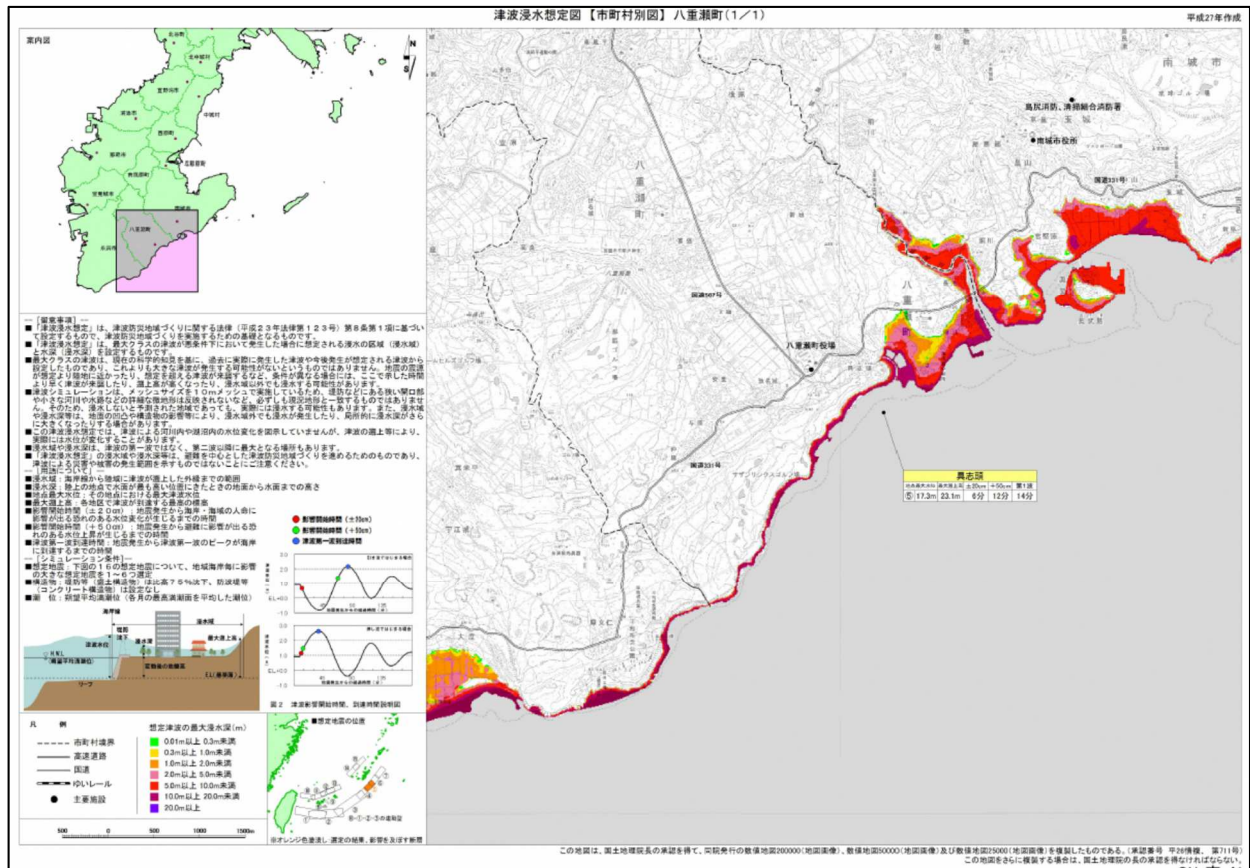
⑫	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑯	3連動 八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

- ※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。
- ※2 ②、⑧、⑨は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。
- ※3 ⑧下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。
- ※4 1791年の地震の再現モデルである。

本町の浸水想定区域、津波到達時間は、次のとおりである。

■本町の浸水想定区域、津波到達時間等

代表地点	最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響開始時間 (±50cm)	津波到達時間
具志頭	23.1m	6分	12分	14分



【出典】 沖縄県津波浸水想定 (平成 27 年 3 月)

第2章 地域強靱化の基本的な考え

1. 基本目標

いかなる災害等の発生に対しても、以下の①～④を基本目標とし、地域強靱化を推進する。

- ①人命の保護が最大限図られる。
- ②町の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること。
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

2. 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を達成するため、以下のとおり①～⑧の事前に備えるべき目標を定める。

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

3. 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組施設

- ①本町の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ②短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③町内各地域の特性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、地域を活性化し、個性と活力あふれる持続可能な発展につなげていく視野を持つこと。
- ④本町の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ①災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ②「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ①社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ②限られた資本を最大限に活用するため、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ④人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ①人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ②女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ③地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第3章 脆弱性評価

地域強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、それに基づき本計画の施策を定めることとする。

1. 評価の枠組み及び手順

(1) 想定するリスク

本計画においては、第1章の本町の地域特性及び想定した災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととし、その妨げになるものとして、基本計画及び本町の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、次の表のとおり33項目の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

(3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、以下のとおり9の個別施策分野、1つの横断的分野を設定した。

<個別施策分野>

- ①行政機能／警察・消防、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー・産業、
⑤情報通信、⑥交通・物流、⑦農林水産、⑧環境、⑨土地利用

<横断的分野>

- ①老朽化対策

(4) 評価の実施手順

33項目の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに、それを回避するための施策を抽出し、当該施策で対応が十分かどうか、課題等の分析・評価を実施した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

	から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
--	--	-----	---

2. 評価結果と地域強靱化の推進方針のポイント

評価結果は、別紙1のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果ポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、充当できる財源に限りがあること等を踏まえ、訓練や啓発などのソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保が必要

大規模な自然災害に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ体制の整備等により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

(3) 国・県・民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、町だけではなく、国、県、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたる。町以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化及び民間事業等に対する適切な支援が不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

第4章 地域強靱化の推進方針（施策分野ごとの推進方針）

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、施策分野ごとに次のとおり推進方針を示す。

また、複数の施策分野に関連する施策については、再掲のうえ、その旨明示している。

<個別分野の推進方針>

（1）行政機能/消防機能

□大規模災害対応力の強化

沖縄県では、島しょ地域であると同時に台風の常襲地域でもあり、自然災害を被りやすい地域であることから、本町においても、町民の生命、財産を守るため、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある危機管理体制及び消防防災体制の強化を図る。

このため、災害対策本部運営環境を適切に整備し、地域防災計画の定期的な点検・見直しや各種危機管理マニュアル等の整備を推進する。避難施設・避難経路等の整備や備蓄物資の確保促進、医療救護体制の強化など、避難・救護体制の整備を推進する。

また、地域における防災力の強化については、ハザードマップや災害時要援護者支援計画等の作成促進、防災訓練や避難訓練の充実等を図る。

【総務部、民生部、経済建設部、教育委員会、島尻消防組合】

□災害対策本部運営訓練の実施

災害対策本部員及び各部の災害対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部運営を含めた実践的な訓練を実施する。

【総務部】

□地域防災組織の拡充及び強化

地域における防災力の向上のため、町民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織の普及拡大等及び消防団と連携した災害対応力の強化を図る。

【総務部、島尻消防組合】

□消防力の強化

消防防災体制の強化を図るため、消防車両（消防ポンプ自動車、高規格救急自動車等）の適切な配備及び各種消防用資機材の充実、防火水槽など消防防災設備の整備、消防職員等の専門的な人材育成、消防本部及び消防団の拡充強化を図るとともに、大規模災害への対応も踏まえた広域的連携の強化などを図る。

【総務部、島尻消防組合】

□災害時における事業者等との連携強化

災害時における各種団体・企業等との連携については、被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送、燃料の確保、公共土木施設の復旧、ライフラインの復旧等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結等により連携を強化し、協働で取り組む。

【総務部、経済建設部、民生部】

□公共建築物等の耐震化の促進

大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要があり、公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、計画的かつ重点的な耐震化の促進、長寿命化対策に取り組む。

【関係各部】

□応援体制の強化

大規模災害時の救助・救急活動等において、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、受援計画を策定し、事前の準備に努める。また、緊急時の連絡体制及び受入拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して自衛隊、警察、消防等との連携体制を充実させる。

【総務部、島尻消防組合】

(2) 地域・都市

□公共建築物等の耐震化の促進(再掲1)

【関係各部署】

□地域防災組織の拡充及び強化(再掲1)

【総務部、島尻消防組合】

□密集市街地等の整備改善と避難地等の確保

密集市街地等における防災機能の改善については、老朽建築物等の建て替えや狭あい道路の整備を促進するとともに、防災機能を付加した都市公園等の整備を推進し、橋梁架替、避難経路、避難場所等の確保に取り組む。

【経済建設部】

□民間住宅・建築物等の耐震化促進

住宅・建築物の耐震対策については、民間建築物の建物所有者等に対する積極的な普及啓発や相談窓口の設置等により、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度を構築するなど、耐震化の促進を図る。また、住宅・建築物の機能維持・劣化予防については、老朽化対策や適正な維持保全の推進等に取り組む。

【経済建設部】

□市街地等の浸水対策

地域の浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備、農村地域の湛水被害防止対策等を推進する。また、住民等による自助と自主防災組織等による共助、関係機関との連携による公助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策に取り組む。

【総務部、経済建設部、島尻消防組合】

□安定した水資源の確保と上水道の整備

安定した水資源の確保については、関連施設の適切な維持・管理、雨水や再生水等の雑用水等への有効利用を図るとともに、水が貴重な資源であることを町民一人ひとりが再認識し、節水や水循環に取り組むことで、水を大切に使う社会の実現を目指す。

また、上水道施設の整備については、今後の水需要や水質の安全性を確保するための水道施設等を整備するとともに、老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を促進する。

【経済建設部、南部水道企業団】

□要配慮者の安全確保

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及、地震時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、医療、介護、障害福祉団体等の関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、避難行動支援者の名簿等の情報を本人の同意を得て関係機関と共有し、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

さらに、災害時に一般の避難施設での生活が困難な要配慮者については、平時より各要配慮者に対応した福祉避難所の確保に努める。

【民生部、総務部、島尻消防組合】

□土砂災害対策

町内には、土砂災害（危険、警戒区域等）の被害が想定される箇所が存在することから、大雨や地震発生に伴い、土砂崩壊や地すべりが発生することによる被害を防ぐために、県の取り組みと連携し砂防事業を推進するとともに、災害時における警戒避難体制の整備や情報提供等を各機関及び関係部署と連携して必要に応じた対策に取り組む。

【総務部、経済建設部】

□地域安全対策の推進

災害時に、警察機能の大幅な低下により治安が悪化することのないよう、関係機関と連携し、犯罪の抑止活動に取り組むこととし、平時から地域安全対策に取り組み、防犯灯や防犯カメラの設置等を推進する。また、自治会等と連携したコミュニティの活性化、自治力強化の支援等による犯罪の抑制活動に取り組むとともに、空き家等の実態把握に取り組む。

【総務部、経済建設部】

□高潮等対策

高潮等災害については、高潮、波浪、潮風害等の自然災害から町民の生命や財産を守るため、景観や生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設の整備等を推進するとともに、各機関及び関係部署が連携して必要に応じた対策に取り組む。また、迅速な避難行動のための体制整備、町民の防災意識の啓発・向上等、ソフトとハード対策を組み合わせた防災対策全体の構築の促進を図る。

【総務部、経済建設部】

□治水対策

河川護岸の災害防止に向け、県と連携して河川護岸施設の整備や堆積土砂の浚渫工事等の河川改修事業等を推進し、各機関及び関係部署が連携して必要に応じた対策に努める。また、開発行為や家庭での雨水利用による河川への流出抑制を推進するなど、総合雨水対策の促進を図る。

【総務部、経済建設部】

(3) 保健医療・福祉

□要配慮者の安全確保（再掲 2）

【民生部、総務部、島尻消防組合】

□感染症対策の推進

町民の保健衛生環境の向上を図るとともに、災害時に疫病・感染症等が大規模発生することのないよう、感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、町民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要であり、新型インフルエンザ等の対策を図るなど、平時から感染症対策の推進に取り組む。

【民生部】

□災害時の医療救護等体制の充実

災害時に迅速な救急医療活動の展開を図るため、県及び関係医療機関と連携と、災害医療に係る情報収集に取り組む。また、医療救護や避難所運営体制の充実を図るため、必要となる保健師や管理栄養士等の専門人材の確保や、町内介護保険施設や障害者施設との協定等を行い、福祉避難所の確保に努める。また、心肺蘇生法や AED 設置等の普及啓発を促進する。

【民生部、総務部】

(4) 情報通信

□防災情報システム等の拡充強化

町民や観光客等への情報伝達の迅速化を図るため、県の実施する「沖縄県防災情報システム」の拡充・強化に協力するとともに、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び防災行政無線の

整備拡充、緊急エリアメール等の活用を図るなど、情報伝達手段の多重化、多様化を促進する。

また、広報誌や町のホームページ及びその他情報伝達手段の充実と活用を図ることにより、適切な情報を効果的に発信し、被災者支援の迅速化や誤った情報の拡散による風評被害の抑制に努める。

【総務部】

□沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用への協力

民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や県、防災機関を結ぶ総合行政情報通信ネットワーク（県防災行政無線）について、大規模災害時においても、その機能が失われないように、システムの維持管理に際して必要な連携を図る。

【総務部】

□各種公共施設等を結ぶ情報ネットワークの整備活用

教育機関及び各種公共施設を結ぶ情報ネットワークの整備活用を図ることにより、災害発生時の情報伝達の迅速化を促進する。

【総務部、経済建設部、教育委員会、民生部、島尻消防組合】

□災害時における事業者等との連携強化（再掲 1）

【総務部、経済建設部、民生部】

（5）エネルギー・産業

□災害時における事業者等との連携強化（再掲 1、4）

【総務部、経済建設部、民生部】

□安定したエネルギーの確保

災害時に社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止することのないよう、平時から供給する民間事業者が主体となって安定したエネルギーの供給・確保に取り組むこととし、エネルギー施設等の耐震強化及び被害軽減のための施策や予防措置の実施しに向けて、民間事業者と連携を図る。また、供給コストの削減等に取り組み、電力の安定的かつ適正な供給の確保を促進する。

【総務部】

□電力エネルギーの安定確保

災害時に社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止することのないよう、平時から電力事業者が主体となって電力エネルギーの安定供給に取り組む。電力については、行政施設、医療施設、避難所等における電源の分散化や燃料備蓄、非常用電源の確保等に取り組み、安定した電力供給の構築に向けて民間事業者と連携を図る。また、将来にわたり低コストでの安定供給が図られるよう取り組みするとともに、地球環境問題への適切な対応を促進する。

(6) 交通・物流

□災害時における事業者等との連携強化（再掲 1、4、5） 【総務部、経済建設部、民生部】

□市街地等の浸水対策（再掲 2） 【総務部、経済建設部、島尻消防組合】

□緊急物資輸送機能の確保

災害時の輸送手段及び代替性の確保については、緊急輸送道路等において無電柱化や沿道建築物の耐震化等を推進し、緊急物資輸送機能を有する施設の整備や適切な管理運営を図るほか、必要に応じて自衛隊への災害派遣要請や民間へり等の応援要請を迅速にできる体制を構築する。また、災害時の迅速な避難や物資輸送及び広域防災拠点等の活用を円滑に実施するため、緊急輸送道路等から防災拠点や指定避難所等がある施設へと繋がる道路を整備し、避難者の迅速な避難や安全性を確保するとともに円滑な復旧復興活動を推進する。

【総務部、経済建設部】

□陸上交通基盤の整備

産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進めるとともに、災害時にサプライチェーンの寸断や基幹的交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、物流の基盤として、陸上交通基盤等の整備に平時から取り組む。陸上交通は、町民生活や観光客等の利便性の向上及び産業の発展に密接に関わっていることから、高速性、定時制、安定性の確保に加え、広域交流拠点と各圏域拠点間のアクセスの改善、公共交通機関の整備等の充実を図る。

【経済建設部】

□交通安全環境の整備

災害時に信号機の全面停止等により重大交通事故が多発することのないよう、平時から交通安全環境の整備に取り組むこととし、幹線道路や生活道路において交通安全施設等を重点的に整備するとともに、耐震性も考慮した交通安全環境の整備について関係機関と連携し促進する。

【総務部、経済建設部】

(7) 農林水産

□農業生産基盤の整備

災害時に食料等の安定供給の停滞等、農業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう地域特性に応じた農業生産基盤の整備・保全を推進することとし、このため、沖縄の特性に応じた農業生産基盤の整備に取り組む。

【経済建設部】

□農地及び農業用施設の保全

農林水産業の振興を図るとともに、農地の荒廃により土砂崩れが発生するなど、災害時の被害が拡大することのないよう、農地及び農業用施設の保全に取り組む。

【経済建設部、農業委員会】

□農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策

農林水産業の振興を図るとともに、自然災害に対する機能強化及び土地改良施設の計画的な更新・修繕を図るため、土地改良施設の長寿命化・防災減災対策を推進する。

【経済建設部】

□水産基盤施設における防災対策の強化

水産業の振興を図るとともに、漁港など水産基盤施設の耐震化対策等を促進するとともに、ハザードマップ等の作成及び避難タワー等の整備、漁港施設の機能保全対策、改良等機能強化対策の取り組みを推進する。

【総務部、経済建設部】

(8) 環境

□水質保全対策の推進

野生生物にとって住みよい環境や町民の憩いの場としての自然環境を確保するとともに、災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から関係機関と連携し水質汚濁対策に取り組む。

【経済建設部、民生部、南部水道企業団】

□公害防止対策の推進

災害時に制御不能な公害による二次災害を発生させないために、平時から公害防止に関連する関係機関との連携や公害防止の意識啓発を推進する。

【民生部、経済建設部】

□不法投棄防止対策の推進

災害発生時に大量に発生する災害廃棄物の処理や道路啓開作業等において支障となる不法投棄については、平時よりパトロール等監視体制の強化に取り組み、不法投棄防止対策に努める。

【民生部】

□災害廃棄物処理計画の作成

大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が発生する恐れがある。災害廃棄物の円滑な処理には、仮置き場、処理ルート等を想定した災害廃棄物処理計画の策定に取り組む。

【民生部】

□災害時における事業者等との連携強化（再掲 1、4、5、6）【総務部、経済建設部、民生部】

(9) 土地利用

密集市街地等の整備改善と避難地等の確保 (再掲 2)

【経済建設部】

農地及び農業用施設の保全 (再掲 7)

【経済建設部、農業委員会】

<横断的施策分野の推進方針>

(1) 老朽化対策

公共建築物等の耐震化の促進 (再掲 1、2)

【関係各部署】

第5章 計画の推進と不断の見直し

1. 他の計画等の必要な見直し

本計画は、本計画以外の地域強靱化に関する町の計画等の指針となるべきものであり、本計画を基本として、地域強靱化に係る町の他の計画について必要に応じて見直しや改善を行う。

2. 本計画の進捗管理と不断の見直し

地域強靱化は、第3章で示した脆弱性評価において想定した33項目の「起きてはならない最悪の事態」のそれぞれを回避することを企図して本計画を定め、これを基本に地域強靱化に係る町の他の計画等について必要に応じ見直しを図りながら、様々な施策を展開していくものである。

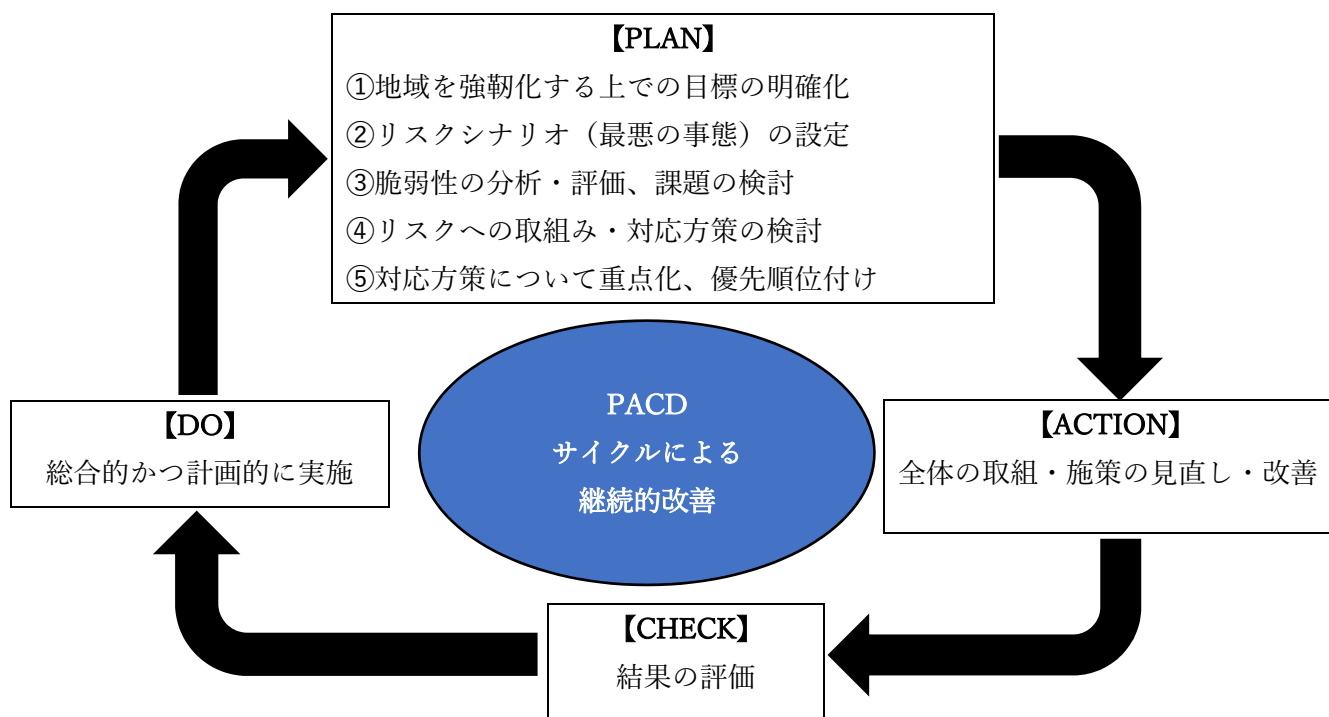
また、脆弱性評価の結果を踏まえて推進方針を立て、速やかに各部局連携のもとで施策を実施していくことが極めて重要であり、その際、施策の進捗等に応じて本計画を見直していく必要がある。

このため、各施策の実施と合わせて進捗状況の把握等を行うこととし、施策等の点検・評価を全庁的に行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行う。

このような企画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを確立し、計画の効果的な推進を図る。

また、今後の社会経済情勢等の変化や地域強靱化の施策の進捗状況等を考慮して、概ね5年ごとに本計画の見直し・改善を行うこととする。

なお、「第2次八重瀬町総合計画」は、地域強靱化の視点も踏まえた総合的な計画であり、本計画と同様に指針性を有し、分野ごとに施策の進捗を管理していることから、本計画と同じ方向を向くよう整合性を図る必要があるため、本計画の進捗管理については、「第2次八重瀬町総合計画」のPDCAサイクルとの整合を図るものとする。



【別紙1】

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1	市街化での建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
<p><input type="checkbox"/>大規模災害対応力の強化</p> <p>沖縄県は島しょ県であることから、東日本大震災のような大規模災害が県内で発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、県内における相互応援による広域的支援体制の強化及び防災基盤としての災害対策本部の機能強化や救急搬送の対応力を向上させる必要がある。</p> <p>避難誘導體制の強化のため、地域防災計画等や各種災害の発生を想定したハザードマップ等の策定・見直し、災害時要援護者支援計画等の作成促進、避難施設や避難経路等の整備、防災訓練や避難訓練の充実等が重要である。</p> <p style="text-align: right;">【総務部、民生部、経済建設部、島尻消防組合】</p> <p><input type="checkbox"/>地域防災組織の拡充強化</p> <p>消防防災体制について、人的・物的両面において強化及び救急搬送の増加に対応できる体制を構築する必要がある。</p> <p>本町は、自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。</p> <p>また、想定を超える災害においても人命が守られるよう、避難等に資するソフト対策の充実が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【総務部、島尻消防組合】</p> <p><input type="checkbox"/>緊急物資輸送機能の確保、密集市街地等の整備改善と避難地の確保</p> <p>災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保、更には緊急輸送機能を持つ施設の整備が求められる。</p> <p style="text-align: right;">【総務部、経済建設部】</p> <p><input type="checkbox"/>公共施設等の耐震化対策等の推進、学校施設の耐震化対策の推進、社会福祉施設等の耐震化</p> <p>自然災害から町民の生命と財産を守るため、予防的対策を含む生活基盤の整備及び機能維持・強化や地震対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。</p> <p>大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点や避難所となる庁舎、学校、社会福祉施設等の建築物及び多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物については、耐震診断・改修等の安全性の確保に向けた対策を進めていく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【総務部、経済建設部、民生部、教育委員会】</p> <p><input type="checkbox"/>民間住宅等の耐震化の促進</p> <p>沖縄県は台風常襲地帯であること等の地域性から鉄筋コンクリート造の住宅が多く、木造住宅</p>	

と比較して耐震診断・改修費用が高く所有者負担が大きいことから民間住宅の耐震化が立ち遅れている。緊急輸送道路や避難路等の沿道にある民間特定建築物については、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を促進する必要がある。

また、空き家等の実態を把握し、所有者による適正な管理に向けた対策を行うとともに、有効活用に向けた取り組みを促進する必要がある。

【経済建設部】

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

□大規模災害対応力の強化（再掲 1-1）

沖縄県内における相互応援による広域的支援体制の強化及び防災基盤としての災害対策本部の機能強化や救急搬送の対応力を向上させる必要がある。

避難誘導體制の強化のため、各種災害の発生を想定したハザードマップ等の策定・見直し、災害時要援護者支援計画等の作成促進、防災訓練や避難訓練の充実等が重要である。

【総務部、民生部、島尻消防組合】

□地域防災組織の拡充、消防力の強化（再掲 1-1）

消防防災体制について、人的・物的両面において強化及び救急搬送の増加に対応できる体制を構築する必要がある。また、想定を超える災害においても人命が守られるよう、避難等に資するソフト対策の充実が必要である。

【総務部、島尻消防組合】

□緊急物資輸送機能の確保、密集市街地等の整備改善と避難地の確保（再掲 1-1）

災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保、更には緊急輸送機能を持つ施設の整備が求められる。

【総務部、経済建設部】

□公共施設等の耐震化の推進、学校施設の耐震化対策の推進、社会福祉施設等の耐震化（再掲 1-1）

自然災害から町民の生命と財産を守るため、予防的対策を含む生活基盤の整備及び機能維持・強化や地震対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。

大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点や避難所となる庁舎、消防署、学校、社会福祉施設等の建築物及び多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物については、耐震診断・改修等の安全性の確保に向けた対策を進めていく必要がある。

【総務部、民生部、経済建設部、教育委員会】

□高潮等対策

沖縄県は台風常襲地帯であることから、河川の氾濫や高潮被害などを想定し、自然災害から町民の生命と財産を守るため、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や地震・津波対策、高潮対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。また、被害が想定される海岸や老朽化等によ

り機能が確保されていない海岸保全施設については、施設の新設・改良等により防護機能を確保する必要がある。

【総務部、経済建設部】

□水産基盤施設における防災対策の強化

台風等による波浪や地震・津波等に対して安全性が確保されていない漁港など水産基盤施設の機能強化が求められている。

【総務部、経済建設部】

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

□治水対策

沖縄県は台風常襲地帯であることから、河川の氾濫などを想定し、自然災害から町民の生命と財産を守るため、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や治水対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。

【総務部、経済建設部】

□市街地等の浸水対策

市街地等における土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、既設の排水設備では十分な雨水排除が出来ない地域が発生する恐れがある。

【総務部、経済建設部】

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態

□土砂災害対策

沖縄県は台風常襲地帯であることから、河川の氾濫や土砂災害などを想定し、自然災害から町民の生命と財産を守るため、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や治水・土砂災害対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。

土砂災害等の危険がある区域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備に取り組む必要がある。

【総務部、経済建設部】

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

□防災情報システム等の拡充強化

町民、観光客等への迅速な情報提供として、沖縄県防災情報システムや全国瞬時警報システム（Jアラート）及び防災行政無線の整備・拡充を推進し、また、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する必要がある。

【総務部】

□地域防災組織の拡充、消防力の強化（再掲 1-1、1-2）

地域内で情報伝達の不備等により避難行動が遅れることのないよう、地域防災組織の拡充に取

り組む必要がある。

【総務部】

情報収集・伝達体制の確保

災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による情報収集・伝達ができないことが予想されることから、情報通信機器の更なる機能強化等が求められる。

【総務部】

2. 大規模自然災害発生直後から救急・救助、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

災害時における事業者等との連携強化

大規模災害が発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、災害時における相互応援による広域的支援体制の強化が必要である。

【総務部、経済建設部】

緊急物資輸送機能の確保、密集市街地等の整備改善と避難地の確保（再掲 1-1、1-2）

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止することのないよう、緊急輸送機能の確保に取り組む必要がある。

【総務部、経済建設部】

水道施設の耐震化対策

地震等の被災時においては、広域かつ長期にわたる断水の発生が予想されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を図る必要がある。

【経済建設部、南部水道企業団】

安定した水資源の確保と上水道の整備

ライフラインである上水道の整備については、安定的な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、今後の水需要や水質の安全性を確保するための施設整備や老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を進める必要がある。

【経済建設部、南部水道企業団】

生活必需品の備蓄及び備蓄方法・集積拠点の整備

被災地での物資供給の長期停止が発生しないよう、平時から十分な備蓄をしておくことが必要である。

【総務部】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

緊急物資輸送機能の確保、密集市街地等の整備改善と避難地の確保（再掲 1-1、1-2、2-1）

地震・津波等により道路や通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想されることから、孤立化等に強い施設整備及び孤立化等に強い人づくりに取り組む必要がある。また、孤立防止に重要な道路など公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に取り組む必要がある。

【総務部、経済建設部】

□地域防災組織の拡充、消防力の強化（再掲 1-1、1-2）

孤立化等に強い人づくりについては、初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対応できるよう、地域における防災力の向上として、町民の防災意識向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織の普及拡大を図る必要がある。

【総務部、島尻消防組合】

□防災情報システム等の拡充強化（再掲 1-5）

町民、観光客等への迅速な情報提供として、沖縄県防災情報システムや全国瞬時警報システム（Jアラート）及び防災行政無線の整備・拡充を推進し、また、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する必要がある。

【総務部】

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

□応援体制の強化

災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、受援計画等を策定し、事前の準備に努める必要がある。また、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して自衛隊、警察、消防等との連携体制を充実させる必要がある。

【総務部、島尻消防組合】

□地域防災組織の拡充、消防力の強化（再掲 1-1、1-2、1-5、2-2）

消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を回避するため、消防力の強化に取り組む必要がある。

【総務部、島尻消防組合】

□公共施設等の耐震化の推進、学校施設の耐震化対策の推進、社会福祉施設等の耐震化（再掲 1-1、1-2）

大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点や避難所となる庁舎、消防署、学校、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等の安全性の確保に向けた対策を進めていく必要がある。

【総務部、経済建設部、民生部、教育委員会】

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1） 緊急物資輸送機能の確保（再掲 1-1、1-2、2-1、2-2）

想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料の供給が不足することのないよう、災害時における事業者等との連携強化、緊急物資輸送機能の確保に取り組む必要がある。

【総務部、経済建設部】

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

救急医療体制の充実

災害時に迅速な救急医療活動の展開を図るため、県及び関係医療機関との救急医療の連携体制の整備・拡充することが求められている。

【総務部、民生部、島尻消防組合】

公共施設等の耐震化の推進、学校施設の耐震化対策の推進、社会福祉施設等の耐震化（再掲 1-1、1-2、2-3）

大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点や避難所となる庁舎、消防署、学校、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等の安全性の確保に向けた対策を進めていく必要がある。

【総務部、経済建設部、民生部、教育委員会】

2-6 被災地、避難所における疫病・感染症等の大規模発生

感染症対策の推進

感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、町民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要である。

【民生部】

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

地域安全対策の推進

町民を様々な事件・事故等から守るとともに、災害時に警察機能の大幅な低下により治安が悪化することのないよう、平時から地域安全対策の推進に取り組む必要がある。

【総務部】

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

交通安全環境の整備

災害時に信号機の全面停止等により重大交通事故が多発することのないよう、平時から交通安全環境の整備に取り組む必要があり、交通安全施設の整備に加えて老朽化した信号機や道路標識、消えかかっている道路標識等の更新について充実強化することが求められている。

【総務部、経済建設部】

3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<p><input type="checkbox"/> 公共施設等の耐震化の推進、学校施設の耐震化対策の推進、社会福祉施設等の耐震化（再掲 1-1、1-2、2-3、2-5）</p> <p>大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点や避難所となる庁舎、消防署、学校、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等の安全性の確保に向けた対策を進めていく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【総務部、経済建設部、民生部、教育委員会】</p> <p><input type="checkbox"/> 災害対策本部運営訓練</p> <p>災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練に取り組む必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p> <p><input type="checkbox"/> 災害対策拠点整備の推進</p> <p>大規模災害時に全庁挙げて対応すること及び関係機関の受入と連携体制の構築の迅速化を図るため、災害対策本部・避難所等に必要な通信システム・非常用発電機等の整備を行うとともに、当該システム等を防災訓練等で運用しながら、関係職員の習熟度向上を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【総務部、教育委員会】</p>	

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期化
<p><input type="checkbox"/> 総合行政情報通信ネットワークの運用</p> <p>民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、沖縄県が県内市町村等を結ぶ総合行政情報通信ネットワーク（県防災行政無線）を運用しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4）</p> <p>災害時に非常用発電機等の燃料を確保するため、民間事業者との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組む必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p><input type="checkbox"/> 防災情報システム等の拡充強化（再掲 1-5、2-2）</p> <p>町民、観光客等への迅速な情報提供として、沖縄県防災情報システムや全国瞬時警報システム（Jアラート）及び防災行政無線の整備・拡充を推進し、また、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせ
ない

5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
<p><input type="checkbox"/>公共施設等の耐震化対策の推進（再掲 1-1、1-2、2-3、2-5、3-3）、<input type="checkbox"/>緊急物資輸送機能の確保（再掲 1-1、1-2、2-1、2-2）</p> <p>サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、道路、港湾等の公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に取り組む必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【総務部、経済建設部、教育委員会】</p> <p><input type="checkbox"/>陸上交通基盤の整備</p> <p>産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進めるとともに、災害時にサプライチェーンの寸断や基幹的交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、陸上交通基盤等の整備に平時から取り組む必要がある。</p> <p>道路は町民生活や経済活動を支える上で重要な役割を果たしているが、広域交通拠点と各圏域拠点間の有機的な連結が実現しておらず、交通渋滞が慢性化している状況であることから、体系的な幹線道路ネットワークの構築が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【経済建設部】</p>	

5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
<p><input type="checkbox"/>安定したエネルギーの確保</p> <p>災害時に社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止することのないよう、平時から供給する民間事業者が主体となって安定したエネルギーの確保に取り組む必要がある。また、供給コストの削減等に取り組む、電力の安定的かつ適正な供給の確保を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p> <p><input type="checkbox"/>電力エネルギーの安定確保</p> <p>災害時に社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止することのないよう、平時から電力事業者が主体となって電力エネルギーの安定供給に取り組む必要がある。また、産業インフラとしての電力基盤の整備等、低コストでの安定供給が図られるよう取組を促進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	

5-3	食料等の安定供給の停滞
<p><input type="checkbox"/>災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4、4-1）</p> <p>大規模災害が発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、災</p>	

害時における相互応援による広域的支援体制の強化が必要である。

【総務部】

□農業生産基盤の整備

災害時に食料等の安定供給の停滞等、農業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、農業生産基盤の整備・保全に取り組む必要がある。

【経済建設部】

□水産業生産基盤の整備

災害時に食料等の安定供給の停滞等、水産業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、水産業生産基盤の整備・保全に取り組む必要がある。

【経済建設部】

6. 大規模災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
-----	--

□安定したエネルギーの確保（再掲 5-2）、□電力エネルギーの安定供給（再掲 5-2）

電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止等、災害による生活・経済活動への影響を最小限にとどめるため、供給する民間事業者が主体となって電力エネルギーの安定供給、安定したエネルギーの確保等に取り組む必要がある。

【総務部】

6-2	上下水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給途絶
-----	-----------------------------------

□水道施設の耐震化対策（再掲 2-1）

地震等の被災時においては、広域かつ長期にわたる断水の発生が予想されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を促進する必要がある。

【経済建設部、南部水道企業団】

□安定した水資源の確保と上水道の整備（再掲 2-1）

ライフラインである上水道の整備については、安定的な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、今後の水需要や水質の安全性を確保するための施設整備や老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を促進する必要がある。

【経済建設部、南部水道企業団】

6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
-----	---------------------

□下水道事業

生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時に下水道の有すべき機能を維持するため、下水道施設等の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組む必要がある。

【経済建設部】

災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4、4-1、5-3）
 大規模災害が発生した場合、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止が発生しないよう、広域応援体制の整備や民間事業者との連携に取り組む必要がある。
 【総務部、民生部】

6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
<input type="checkbox"/> 公共施設等の耐震化対策の推進（再掲 1-1、1-2、2-3、2-5、3-3、5-1）、 <input type="checkbox"/> 緊急物資輸送機能の確保（再掲 1-1、1-2、2-1、2-2、5-1） 生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時にも地域交通ネットワークが分断することなどのないよう、道路、港湾等公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に取り組む必要がある。 【総務部、経済建設部】	

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
<input type="checkbox"/> 密集市街地等の整備改善と避難地の確保（再掲 1-1、1-2、2-1、2-2、5-1、6-4） 災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。 【総務部、経済建設部】	

7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
<input type="checkbox"/> 水産基盤施設における防災対策の強化（再掲 5-3） 臨海部の広域複合型災害の発生を防止するため、漁港など水産基盤施設における防災対策支援、耐震化対策等に取り組む必要がある。 【経済建設部】 <input type="checkbox"/> 高潮等対策（再掲 1-2） 臨海部の広域複合型災害の発生を防止するため、高潮等対策に取り組む必要がある。 【総務部、経済建設部】	

7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
<input type="checkbox"/> 治水施設の機能維持 自然災害に対する機能強化のため、河川等における耐震化対策及び老朽化対策・長寿命化対策を行う必要がある。 【総務部、経済建設部】 <input type="checkbox"/> 農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策 農林水産業の振興を図るとともに、自然災害に対する機能強化及び土地改良施設の計画的な更新・修繕のため、土地改良施設の長寿命化・防災減災対策を行う必要がある。	

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

 水質保全に関する監視活動、普及啓発等

野生生物にとって住みよい環境や自然環境を確保するとともに、災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から水質汚濁対策に取り組む必要がある。

【民生部、南部水道企業団】

 大気汚染対策、事業者への指導

野生生物にとって住みよい環境や自然環境を確保するとともに、災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から大気汚染対策に取り組む必要がある。

【民生部】

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

 農地及び農業用施設の保全

農地の荒廃により土砂崩れが発生するなど、災害時に被害が拡大することのないよう、農地及び農業用施設の保全に取り組む必要がある。

【経済建設部】

 耕作放棄地発生防止の対策

農地の荒廃により土砂崩れが発生するなど、災害時に被害が拡大することのないよう、耕作放棄地発生防止の対策に取り組む必要がある。

【経済建設部、農業委員会】

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

 防災情報システム等の拡充強化（再掲 1-5、2-2、4-2）

災害発生時、被災地内外に正しい情報を発信するため、沖縄県防災情報システムや全国瞬時警報システム（Jアラート）及び防災行政無線の整備・拡充を推進し、また、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する必要がある。

【総務部】

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

 災害廃棄物処理計画の策定

大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が発生する恐れがある。災害廃棄物の円滑な処理には、仮置き場、処理ルート等を想定した災害廃棄物処理計画の策定が必要である。

【民生部】

 災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4、4-1、5-3、6-3、）

災害廃棄物の処理等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組む必要がある。

【総務部、民生部】

8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

□地域づくりを担う人材の育成

地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、平時から地域コミュニティの活性化を図り、住民とともに地域づくりを担う人材の育成に努める必要がある。

【総務部】

□地域防災組織の拡充（再掲 1-1、1-2、1-5、2-2、2-3）

地域における防災力の向上及び地域コミュニティの活性化を図る必要があるが、地域防災の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。

【総務部】

□地域安全対策の推進（再掲 3-1）

治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、平時から地域安全対策の推進に取り組む必要がある。

【総務部】

8-3 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

□公共施設等の耐震化対策の推進（再掲 1-1、1-2、2-3、2-5、3-3、5-1、6-4）、□緊急物資輸送機能の確保（再掲 1-1、1-2、2-1、2-2、5-1、6-4）

生活基盤の機能を維持・強化を図るとともに、基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れることなどのないよう、道路、港湾等公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に取り組む必要がある。

【経済建設部】

8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

□高潮等対策（再掲 1-2、7-2）、市街地等の浸水対策（再掲 1-3）

広域地盤沈下による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、高潮等対策、浸水対策等に取り組む必要がある。

【総務部、経済建設部】